

公的年金等受給者の所得税確定申告不要制度 制度の注意点をお知らせします

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得も20万円以下である方は、確定申告が不要になる制度があります。この制度により、年金を受給している多くの方々にとって、確定申告をする必要はなくなりましたが、この制度には次のような注意点がありません。

- ①「確定申告が不要になる」ということは、所得税が非課税となることではありません。確定申告をしないと、「確定申告をする」と追加で支払うべき所得税額が発生する場合でも、申告をする必要がない」という意味です。
- ②生命保険料控除や医療費控除などにより、所得税の還付を希望する場合は、確定申告をする必要があります。
- ③公的年金等以外の所得がある方は、その所得金額が20万円以下であっても、市・県民税(以下(個人住民税)といいます)の申告が必要です。(合計所得金額が28万円以下は除く)
- ④確定申告をしない場合は、年金の支払者から加東市に届けられる公的年金等支払報告書などの課税資料のみで個人住民税の額を決定します。



したがって、下表に該当される方は確定申告の時期(2月16日(木)から3月15日(水)まで)に、個人住民税の申告をしてください。個人住民税の申告をしなれば、控除分が生かされず、個人住民税の税額が増えることがありますので、よくご確認ください。

年齢	公的年金等収入金額合計	住民税の申告が必要なケース
65歳未満の方 (昭和27年1月2日以後に生まれた方)	98万円を超え103万円以下	公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・寡夫控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除を受ける場合。
	103万円を超える	公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・寡夫控除の人数や内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などを受ける場合。
65歳以上の方 (昭和27年1月1日以前に生まれた方)	148万円を超え153万円以下	公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・寡夫控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除を受ける場合。
	153万円を超える	公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・寡夫控除の人数や内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などを受ける場合。

所得税・個人住民税の申告相談は、加東市庁舎で行います。相談日程については、広報かとう2月号でお知らせします。

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

社税務署から確定申告に関するお知らせ

税務署で申告書の作成・相談を希望される方を対象に申告書作成会場を開設します。

開設場所	開設期間	申告相談の受付時間
社税務署(社51-3)	2月16日(木)~ 3月15日(水) ※閉庁日は除く	9時~16時 ※混雑状況により相談受付を 早めに終了する場合があります



●2月15日以前は開設していません。
●会場開設当初と申告期限の間際は、大変混雑することが予想されます。 問い合わせ 社税務署 ☎42-0223

滞納はさせない! 許さない!

滞納債権の徴収を強化しています!!

市に支払うべき料金の滞納には、最終的に、預貯金や家屋などの『差し押さえ』で整理します。差し押さえするまでの手続きは、税・水道料金・給食費・診療費など、料金によって違いがあり、市が直接、手続きを進めるものと、裁判所が市に代わって手続きするものがあります。

滞納をほったらかしておく、 どうなるの???

伝の助 市に払わないといけないお金を、ずっと払わなかったり、連絡を無視したりしていると、どうなっちゃうんだろう??

先生 お金を払わない状態が続くと、そのことに慣れてしまつて、市からの連絡を無視するようになる人がいるんだ。でも、いろいろな連絡を無視してしまうと、大変なことになるんだよ。

伝の助 『大変なこと』ってどんなこと??

先生 市は、まず、電話したり、手紙を送ったりして、お金を払ってもらえるよう催促するよ。

伝の助 裁判所をお願いするようになるの??

先生 裁判所も、まずは郵便で「お金を払いなさい」と送るんだよ。それでも払わなかったり、通知を無視したりすると、次に『仮執行宣言付支払督促』っていう通知を送るよ。

伝の助 促するんだよ。それを無視し続けていると、次に市は、直接、強制的にお金をもらうか、裁判所に「お金を払ってください」と催促してください。って、お願いするかのどちらかになるんだ。

先生 『税』や『使用料』といった払うべきお金の種類によつて、市が直接、強制的にお金をもらうか、裁判所をお願いするかが決まっているんだよ。

伝の助 それでも何もしなかったら...?

先生 『差し押さえ』が始まるんだよ。『差し押さえ』はどんなことか、知ってる??

伝の助 家とか車とかが売られちゃうんだよね。

先生 そうだよ。それから、預貯金や給料、生命保険も、差し押さえられるんだよ。どちらかというと、車や家より、給料や預貯金といった『お金』を差し押さえるほうが多いんだ。

伝の助 給料を差し押さえるときは、市や裁判所から、勤め先に『差押命令』が届くんだ。そうすると、勤め先にもお金を払っていないことが分かっちゃうよ。

伝の助 えー!それは困るだろうなあ!勤め先の人からも、信用されなくなっちゃうそう...

先生 そうだね。言い訳はできないよね。お金を払っていれば、そんなことにはならないから、きちんと払っていかないとイケないよ。

伝の助 でも、病気でどうしても払えないとか、急に失業しちゃったって人は、どうするの?したくて滞納しているわけじゃないんだし!どうにかならないの??

先生 そんな時は、早めに市の担当課で相談するといよ。分割でお金を払うなどの相談に応じてくれることもあるんだ。まずは、相談することが大切だよ。

先生 相談ください!!

問い合わせ 総務部財政課(庁舎4階) ☎43-0413